\_\_\_\_\_

意見募集のアナウンス文案 (ver. 10)

\_\_\_\_\_

## ご意見の募集について

~JP ドメイン名登録管理業務移管契約における評価の透明性向上関連~

xxxx 年 mm 月 dd 日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

### ■まえがき

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下、JPNIC)は、2010年8月22日のJPNIC理事会(以下、理事会)における議論に基づいて、「株式会社日本レジスリサービス(以下、JPRS)とJPNICが2002年1月に締結したJPドメイン名登録管理業務移管契約(以下、移管契約)における公共性の担保に係るJPNICによる評価について、移管契約第13条(JPRSの責任)を中心に再検討を行い、その結果改善すべき点が明確になれば自主的に見直して、日本のインターネットの発展に寄与する」こととしました。

その再検討の結果、移管契約第 13 条の JPRS の責任の評価に関する透明性を高めることが望ましいとの結論を得たため、その具体的推進を目的として、外部有識者(外部委員)に JPNIC のメンバー(内部委員)を加えた「移管契約第 13 条検討委員会」(以下、検討委員会)を 2011 年 9 月 8 日に設置しました。

検討委員会は、移管契約「第13条(JPRSの責任)」の解釈を考察し、そこで規定されている責任事項に対する JPRSの違反の有無を客観的に判断できる評価基準を JPNIC 理事会に提言すること、及び、JPNIC が別途設置する「有識者評価委員会(以下、評価委員会)」の委員人選基準(以下、人選基準)を提言するとともに具体的な委員候補者を理事会に推薦すること、等の役割を持って検討を進めて参りました。

このたび、「移管契約第 13 条に関する評価基準(案)」および「有識者評価委員会委員に関する人選基準(案)」が検討委員会でまとまりましたので、JPNIC が主体となって、広くお知らせするとともに、下記の「ご意見募集要項」に従い皆様のご意見を募集することにいたしました。

皆様におかれましては、下記の背景と留意事項をご理解の上で、ご意見の提出について ご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ■背景

2002年1月に、JPNICは、JPドメイン名登録管理業務(以下、当該業務)を JPRS に移管するため、移管契約を JPRS と締結し、2002年4月に当該業務を同社に移管しました。 JPRS は当該業務を遂行するために、グローバルなインターネットの管理に責任を持つ民間団体である ICANN との間で ccTLD スポンサ契約(以下、スポンサ契約)を 2002年2月に締結しました。この結果、JPRS は現在も移管契約及び ccTLD スポンサ契約に基づいて当該業務を遂行しています。

インターネットの発展に関する歴史的経緯を鑑みると、次のような状況が共通して認識 されるところです。

- 1) インターネットを支える IP アドレスとドメイン名のグローバルな管理は民間団体である ICANN が担っており、「. jp」のような ccTLD は、ICANN とそれぞれの国と地域のインターネットコミュニティの管理運営組織と連携する仕組みとなっていること
- 2) 日本では、国内の IP アドレスと JP ドメイン名の管理運営を担うとともに日本のインターネットコミュニティの発展に尽くすことを目的として社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) が設立され、民間主導の管理運営を行っていること
- 3)日本国政府は、インターネット管理運営の民間主導原則を支持しつつ、公共的な側面を考慮した一定の役割(スポンサ契約の締結時にエンドースを行ったこと、及び移管契約第14条で定める JPNIC の責任の評価を政府として行い必要に応じて JPNIC と協議すること、公益法人としての JPNIC に関する全体的な指導・監督を行っていること)を担っていること

JPNICでは、当該業務が公共性を持つことに鑑み、移管を行った以降も継続的に移管契約に定める公共性の担保に係る評価を行うとともに、その評価がより適切に行なわれるような改善の必要性を検討して参りました。具体的には、移管契約第13条のJPRSの責任の評価に関する透明性を高める必要性を認識し、今回の検討委員会の設置に至ったということです。

なお、2010 年、日本インターネットドメイン名協議会が、日本における IDN ccTLD 「.日本」の管理運営事業者にとして JPRS を選定し、その後の検討を経て、「.日本」ドメイン名における公共性の担保と監視についても、既に JP ドメイン名の公共性担保の実績がある JPNIC に任されることになりました。したがって、「.JP」に加えて「.日本」もサービスが提供されることとなった場合には、今回の検討結果としての評価基準及び評価委員会の仕組みが役立つものと想定しています。

## ■留意事項

ご意見の提出にあたっては、上記の背景のご理解に加えて、次の諸点に留意してください。

- A: 第13条検討委員会と有識者評価委員会は JPNIC の機関であり、その責任と権限は JPNIC 理事会が定めたとおりです。
- B:「公共性の担保」は、移管契約の第13条及び第14条に定められた内容を指すものです。
- C:「JPドメイン名登録管理業務」の移管実施以降の運営実績を見ると、利用者・ドメイン 名登録者からの高い信頼が寄せられていると考えられることから、現状の移管契約を前 提に、その範囲内で今回の検討《検討委員会と評価委員会を用いた JPNIC による評価にお ける透明性向上の仕組みの構築》を行います。
- D: 評価基準の対象は、第 13 条  $1\sim14$  項に規定されている内容のうちで「具体的・客観的な評価になじむもの」とすることとしています。これには、同条 1,2,4,5,6,7,8,9,10 項が該当します。
- E:評価基準と人選基準及びそれに基づく委員の最終的人選については、検討委員会からの答申を踏まえて、JPNIC理事会が決定します。
- F:評価委員会は、JPNIC 理事会から提示された評価基準を基にした「運営実績における JPRS の責任事項に関する違反の有無」を判定し、一次評価結果として理事会に報告します。 理事会は評価委員会の評価結果を踏まえて JPNIC としての最終評価を行います。
- G:ドメイン名登録管理業務が他のTLDとのグローバルな競争市場におけるサービスであることから、顧客への対応・(基本的な安定性・継続性を危うくする程度の欠陥を除く、定常的な)サービス品質・サービス料金などに関する評価は、利用者・ドメイン名登録者に委ねられるべきであり、評価委員会が評価するには適さないと考えます。
- H:人選基準は、検討委員会が委員候補者の推薦を行うために使用することを目的に策定しますが、理事会が最終的な委員を選任する際にも留意する事項として扱います。
- I: JPNIC 総会・理事会・検討委員会では、これまで「第三者評価委員会」との表現を使っていましたが、一般に不祥事等への対応において設置される〈第三者委員会〉と混同されることが懸念されるため、「有識者評価委員会」に名称を変更しました。

# ■意見募集要項

意見募集の対象は下記の2つの文書です。後述の方法等に留意して提出してください。

ο 意見募集の対象

「移管契約第13条に関する評価基準(案)」

<http://www.nic.ad.jp/xxxx/xxxx/>

「有識者評価委員会委員に関する人選基準(案)」

<http://www.nic.ad.jp/xxxx/xxxx/>

## [参考資料]

JPドメイン名登録管理業務移管契約

<http://jprs.co.jp/doc/redelegation/transfer\_j.html>

ccTLD スポンサ契約

<a href="http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2\_e.html">(英語原文)</a>

<http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2\_j.html>(日本語参考訳)

ο 意見提出の形式

自由形式 (特に指定しません)

o 意見提出の手段

メールで xxx@nic. ad. jp に送付 (txt で本文貼り付け/word 添付)

ο 意見提出の受付期限

YYYY 年 MM 月 DD 日(xx) hh:mm

- o 注意事項
  - ・提出元の組織名と責任者氏名(個人の場合は住所と氏名)を明記したご意見のみ を受け付けます
  - ・意見募集の対象についてのご意見のみを受け付けます
  - ・連絡先として、メールアドレス・電話番号等の情報を受領します
  - ・受領した個人情報については、本意見募集以外の目的に使用しません
  - ・提出されたご意見は公表しますが、組織名や個人名は公開しません
  - ・提出されたご意見に対する対応は、項目毎にまとめて公表します
  - ・ご意見に対する個別の回答はいたしません

# 移管契約第 13 条検討委員会 第 5 回 2012/02/21 資料 3-1

# ■問い合わせ先

JPNIC 〇〇担当

xxxxxx@nic.ad.jp

<電話での問い合わせ対応も行う場合は電話番号も記載>

\_\_\_\_\_

以上